

諮問日：令和４年 ６月２７日（諮問乙第１０９号）

答申日：令和７年 ６月２５日（答申乙第８４号）

件 名：優生手術関係文書に係る個人情報不存決定に対する審査請求について

答 申

第１ 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報を保有していない旨の決定は、妥当である。

第２ 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和４年４月１日、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）附則第２条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号。以下「条例」という。）第１６条第３項第３号の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私の○ ○○○○の優生手術の記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第２１条第１項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、令和４年４月１４日付けで審査請求人に通知した。

優生手術台帳ほか優生手術に関連する書類に、○○○○に対する手術の実施に関する記録がないため。

- 3 審査請求人は、令和４年５月２６日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

納得できないので関係するところ 詳しく調べてほしい

第４ 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書等において述べている内容を総合すると、おおむね以下のと

おりである。

1 審査請求人が求める文書（優生手術に関する記録）の保存の状況

優生手術に関する記録は、優生手術台帳及び宮城県公文書館に保管されていた①昭和28、29年度（昭和27年度の文書を含む）、②昭和32年度、③昭和33年度、④昭和35、36年度の優生手術申請書及び優生保護審査会議事録〔計4簿冊〕（優生手術台帳と①から④までを合わせて、以下「優生手術台帳等」という。）のほか、県の保健福祉事務所や児童相談所等で保管している個人相談記録等の中に、旧優生保護法に関連する記録が存在している。

2 審査請求人の〇〇〇〇〇氏に係る文書（個人情報）の状況

審査請求人の〇〇〇〇〇氏の優生手術の記録について、上記1に記載の文書への記録の有無を確認したが、記録は存在しなかったため、条例第21条第1項の規定により、個人情報の不存在を決定した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、優生手術台帳などの優生手術に関する文書に記録されている審査請求人の〇に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存在について

審査請求人は第2の1に記載のとおり「私の〇 〇〇〇〇の優生手術の記録」を開示請求し、実施機関の不存在決定に納得できないので関係するところを詳しく調べて欲しい旨を主張している。

一方、実施機関は、現存する優生手術に関する文書として、第4の1に記載の優生手術台帳等及び旧優生保護法に関連する文書が存在していると弁明している。

令和3年5月19日付け宮城県情報公開審査会答申第179号によると、実施機関は、平成29年度に優生手術に関する開示請求があつたことから、庁内関係各課及び地方機関において、キャビネットや書庫等を探索したほか、平成30年3月29日付けで、庁内関係各課及び地方機関あてに、優生手術に関する文書について保全するよう依頼し、その後、同年7月13日付けで厚生労働省子ども家庭局長通知に基づく資料の保管状況等調査のために、再度全庁的に探索を行った

結果として、第４の１に記載の優生手術台帳等を特定している旨を説明していた。

また、当審査会事務局職員をして実施機関に確認すると、平成３０年５月から８月にかけて庁内関係各課及び地方機関においてキャビネット及び書庫等を入念に探索したところ、県の保健福祉事務所や児童相談所等で保管している個人相談記録等の中に、第４の１に記載の旧優生保護法に関連する文書が存在していた旨の回答があった。

実施機関は、上記のとおり文書の探索を行ってきたことを踏まえ、第４に記載の説明を行っているが、これらの説明に特段不合理、不自然な点はなく、首肯し得るものと認められることから、当審査会としては、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明はこれを是認するほかなく、その他に本件個人情報が存在すると認めるに足る事情もない。

４ 結論

以上のとおり、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当であると判断した。

第６ 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月27日	○諮問を受けた（諮問乙第109号）。
令和7年4月24日 （第295回審査会）	○事案の審議を行った。
令和7年5月30日 （第296回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和7年6月25日現在)

氏 名	区 分	備 考
大 江 裕 幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐 藤 英 世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
中 田 孝 司	弁護士	
吉 田 大 輔	弁護士	会長

(五十音順)